

## ～ 国際研修 ～

### 第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

#### 第1 はじめに

2014年12月1日（月）から同月13日（土）まで（移動日を含む。）、バイデヤ・ナート・ウパッデヤヤ（Baidya Nath Upadhyay）最高裁判所判事を団長とする研修員14名<sup>1</sup>（別紙1参照）を対象に、第3回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

#### 第2 本研修の背景<sup>2</sup>

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）では、いわゆる「訴訟遅延」や「不処罰（impunity）」の問題が生じており、その改善を目指すネパール政府からの要請に応じ、2013年9月、独立行政法人国際協力機構（JICA）において、ネパール最高裁判所を主なカウンターパートとする「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」<sup>3</sup>を開始した。

プロジェクト開始直後の同年12月には、第1回本邦研修を実施し、このプロジェクトの柱である①民事及び刑事事件管理<sup>4</sup>、②司法調停について、日本における制度一般や実務の運用等を広く取り上げて、研修員に理解を深めてもらった。

<sup>1</sup> 研修員については、別紙1（研修員名簿）を参照されたい。

<sup>2</sup> ネパールにおける法整備支援の経緯については、

ICD NEWS 第42号「ネパール刑事訴訟法比較法セミナー」

同第49号「日本・ネパール捜査訴追実務に関する比較研究」

同第50号「ネパール比較刑事法現地セミナー」

同第57号「平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究」

本研修の背景及びプロジェクトの詳細については、

同号「ネパール裁判所プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介」

同第58号「第1回ネパール本邦研修～ネパール裁判所能力強化プロジェクト～」

同第61号「第2回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」

をそれぞれ参照されたい。

<sup>3</sup> 本稿では、「ネパール裁判所能力強化プロジェクト」と略する。

<sup>4</sup> 「事件管理」（case management）という言葉は多義的であるが、本プロジェクトでは、単に事件記録の受理及び管理等の限定的な意味ではなく、広く訴訟運営のあり方全般を指す言葉として用いている。

その上で、2014年9月に実施した第2回本邦研修においては、プロジェクトの柱のうち「司法調停」に特化した内容を取り上げ、司法調停に関する日本の制度や実務の理解や見聞を通じて、ネパールにおける「司法調停」の改善のためのアイデアを提供するなどした。

本研修では、プロジェクトのもう一つの柱である「民事及び刑事事件管理」に特化した内容を取り上げて、日本・ネパール両国の訴訟手続を理解しながら、比較検討することにより、ネパールにおける「事件管理」が抱える問題点を再確認し、その改善策を講じるためのアイデアを提供することを目的にした。

### 第3 研修実施内容<sup>5</sup>

#### 1 講義，発表，演習

##### (1) 刑事事件管理

ア 講義「日本の刑事訴訟手続」，「刑事事件管理の工夫」，「検察庁の業務」

まず、当職が、「日本の刑事訴訟手続」と題して、公判手続を中心とした日本の刑事訴訟手続の概要を説明した。

特に、事件管理というテーマにおいては、「時間」管理が重要になるため、日本の各訴訟手続では、実際にどのような時間配分で進められているのかについて、具体的な所要時間を例示しながら説明した。

次に、裁判官出身の国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）廣瀬裕亮教官により、「刑事事件管理の工夫」と題して、刑事事件手続全般を通じた日本の工夫について講義がなされた。

特に、いわゆる「一回結審」事件のタイムスケジュールを例に、事前準備の重要性、標準的な事件処理の枠組みに従った訴訟運営の有用性などにも言及され、ネパールにおける改善策を考えるためのアイデアが提供された。

さらに、当職が、「検察庁の業務<sup>6</sup>」と題して、事件記録や証拠品の管理等の事務を担当する検察庁の検務部門の概要を説明し、確実な事務処理のための工夫を紹介した。

この講義では、検察事務官出身の藤生康裕統括国際協力専門官も同席し、研修員からの質問（例えば、「証拠品は、検察庁で保管するということだが、裁判で必

<sup>5</sup> 研修日程については、別紙2（日程表）を参照されたい。

<sup>6</sup> ネパールにおいては、裁判記録の管理や判決の執行等は、裁判所の所掌事務であるが、日本においては、検察庁の所掌事務であるため、日本の検察庁の検務事務について、本研修で取り上げた。

要な場合には、借り出せるのか。その手続はどうするのか。」など) に対し、自らの実務の経験に基づいた回答がなされた。

イ 発表「ネパール刑事訴訟手続（手続フローチャートを素材として）」

研修員のシャンブー・バハドゥル・カドカ・チェットリ (Shambhu Bahadur Khadka Chhetri) 高等裁判所長官により、ネパール側が作成したフローチャート図<sup>7</sup>を基に、事件発生の端緒から判決までの流れについての説明がなされた。

その後の質疑応答を通じ、起訴状を受理する登録官の役割なども分かり、日本側にとって非常に有益な情報を得ることができた<sup>8</sup>。



発表時の様子

ウ 演習「刑事模擬尋問」

証人尋問手続を中心とした一連の公判手続に関する模擬裁判を実施した。

ここでは、予め用意した台本に従い、主に研修員が模擬裁判を進めていき、適宜、当職が手続の意味合いや実務上の運用例などについて補足説明した。



模擬裁判の様子

<sup>7</sup> 別紙3（フローチャート図）を参照されたい。なお、ネパール側からは、原文として英語版が提出された（日本語版は仮訳。）。

<sup>8</sup> 別紙4（議事録1・抜粋）を参照されたい。

## (2) 民事事件管理

ア 講義「民事事件管理（ビデオ教材を素材として）」、「民事事件管理の工夫」

まず、当部毛利友哉教官により、「民事事件管理（ビデオ教材を素材として）」と題する講義が行われた。

この講義では、民事訴訟の第一審手続が解説されたビデオを見ながら、適宜、毛利教官から事案のポイント、手続の意味合いなどについて補足説明がなされた。

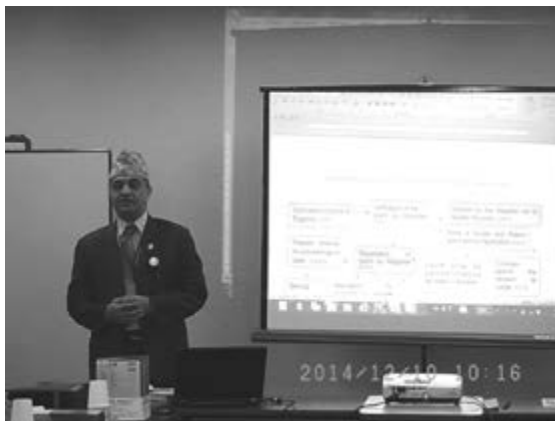
また、同じく毛利教官により、「民事事件管理の工夫」と題する講義も行われた。

この講義では、日本の民事訴訟制度の概要や事件処理数の現状を説明した上で、訴訟手続の各段階における特徴や工夫（訴状審査における補正、弁論準備手続での争点等の整理など）について説明がなされた。

イ 発表「ネパール民事訴訟手続（手続フローチャートを素材として）」

研修員のスルーヤ・プラサド・パラジュリ（Surya Prasad Parajuli）地方裁判所補助裁判官により、ネパール側が作成したフローチャート図<sup>9</sup>を基に、訴状の提出から判決までの流れについての説明がなされた。

ここでも、その後の質疑応答を通じ、「カレンダーシステム」の運用状況などについて、日本側が理解を深めることができた<sup>10</sup>。



発表時の様子

<sup>9</sup> 別紙5（フローチャート図）を参照されたい。なお、ネパール側からは、原文として英語版が提出された（日本語版は仮訳。）。

題名には「民間の刑事事件（Private Criminal Case）」とあるが、ネパールでは、1992年政府事件法（Government Case Act, 1992）の付表1及び2に規定された種類の事件については、日本でいう刑事事件として、政府代理人検事（国）が原告となるが、それ以外の種類の事件については、日本では刑事事件とされるものであっても、ネパールでは、一般国民が原告となり、民事事件と同じ手続で処理される。

<sup>10</sup> 別紙6（議事録2・抜粋）を参照されたい。

## 2 訪問

### (1) 東京地方検察庁

東京地方検察庁では、検務事務を所管する総務部を訪れ、各担当部門（事件担当，証拠品第一担当，徴収担当，執行担当，記録担当）の執務室や記録庫，証拠品の見学，統括検務官からの概要説明，質疑応答などの機会をいただいた。

質疑応答では，証拠品の保管に関する質問（例えば「薬物については，一部を保管するのか，すべてを保管するのか」「トラックなどの大きな証拠品は，どのように保管するのか」など）など，実務的な運用を念頭に置いたものが多かった。

### (2) 東京地方裁判所

東京地方裁判所では，2日に分けて，刑事部と民事部を訪れ，地裁所長表敬，刑事裁判傍聴，執務室や公判前整理手続室などの見学，意見交換などの機会をいただいた。

刑事裁判傍聴では，一回結審の傷害事件の審理（冒頭手続から結審まで約50分間）を傍聴した。

担当裁判官には，傍聴内容を踏まえた研修員からの質問（例えば，「弁論の時間は予め決めているのか。」「判決期日が1週間後とされたが，その間にはどのようなことをするのか。」など）に答えていただく機会があり，研修員にとって非常に有意義な傍聴となった。

なお，裁判官による被告人質問の際，被告人が着席したまま答えていることに違和感を抱いた研修員もいた。その研修員によると，ネパールでは，裁判官の前で話すとき，弁護士ですら立ち上がって話すとのことであり，裁判官の置かれている立場が国ごとに異なることを改めて感じることであり，興味深かった。

意見交換では，東京地方裁判所での事件処理状況等の説明に加え，民事及び刑事のいずれにおいても，事件管理には，裁判所書記官との連携が重要であることについて，実務上の運用例を基に詳しくご説明していただいた。

## 3 意見交換

意見交換は，「総括質疑応答」を含め，民事及び刑事事件管理で合計5コマを使い<sup>11</sup>，

---

<sup>11</sup> 別途，質疑応答の時間を各講義後に設けたが，研修員からは，もっと意見交換や質疑応答の時間がほしかった旨の要望が多く寄せられており，研修員が，単に日本の制度や運用等の知識を得るだけでなく，意見交換を通じて，より深く理解し，ネパールでの改善策に役立てたいとの思いを持っていることがうかがわれた。

プロジェクトのアドバイザーグループ<sup>12</sup>で委員をされている大阪大学大学院高等司法研究科客員教授・弁護士吉野孝義先生，同じく委員の中京大学法科大学院法務研究科教授稲葉一人先生を始めとして，山本・波床法律事務所弁護士波床昌則先生，元東京簡易裁判所判事正木常博先生にも御出席いただき，裁判官経験が豊富な4名の先生方から，様々な御教示を受けることができた。

この意見交換では，今後の民事及び刑事事件管理において具体的な改善策を絞り込むため，日本側から，「時間管理」，「争点や証拠の整理」，「裁判所に係属する事件数の減量」などの一定のテーマを提示し，併せて，これらのテーマの根底に共通する「司法関係者の協力の必要性」についても検討してもらうこととした。

特に，「時間管理」では，主に期日指定に関して意見を交わした。

その際，先生方からは，日本でも，民事事件に関して，かつては（特に1950年代以前）は，必ずしも細かい時間を定めた期日指定をしていたわけではなかったという歴史の紹介があり，司法関係者の研修システムの向上や迅速化に向けた法改正などの様々な事情を経て，今日に至っているとの説明などもしていただいた。

他方，研修員からも，ネパールでの改善に向けた実例が紹介され，例えば，カトマンズ盆地内にあるラリトプル<sup>13</sup>地方裁判所では，証人尋問期日を毎週木曜日に指定して集中させることにより，効率的な運用を実施しているとのことであった。

様々な議論の中で，研修員からは，現状を急に変えることは難しいが，ネパールにおいても，現在のように「日付だけ指定し，時間を指定しない」という運用から，少なくとも「午前か午後かを指定する」という運用に変えていくことは可能であろうという提案もなされ，今後の改善策を見いだすきっかけとなった。

意見交換を通じ，研修員の間では，事件管理において，時間管理や事前準備が重要なこと，司法関係者が協力することが改善につながるということが，共通認識となった。

他方，「争点や証拠の整理」では弁論準備手続など，「裁判所に係属する事件数の減量」では訴訟上の和解や不起訴の運用などを取り上げたが，制度の改正を伴うことなどから，早期の実現は困難であるとの意見が大半であった。

#### 第4 おわりに

本研修において，研修員は，異口同音に，引き続き司法関係者の相互協力が必要で

---

<sup>12</sup> プロジェクトの運営に関して，専門的見地から支援をするために作られたもので，主として法律の専門家により構成されている。

<sup>13</sup> Lalitpur：サンスクリット語で「美しい都」という意味。カトマンズのすぐ南にある街で，現在，パタン（Patan）と呼ばれる古都。

あり、本研修で各機関から研修員が一堂に会して話し合えたことは非常に素晴らしかったと話しており、今後の改善策の絞り込みに向けて、良いきっかけとなった。

また、やや余談ではあるが、日本側が時間を意識した研修運営をしてきたためか、次第に、研修員の中には、「1分で終わるから、1つだけ質問してもいいか。」などと前置きをして質問する者が出てくるようになり、時間管理が意識され始めた。

他方、本研修では、最終的に、具体的な改善策を絞り込むことまではできておらず、引き続き、取り組まなければならない課題も少なくない。

しかしながら、本国では要職にあるような研修員ですら、熱心かつ積極的に本研修に参加し、意見交換している様子を目の当たりにすると、今後、ネパールの「民事及び刑事事件管理」はゆっくりではあっても着実に進展していくと確信する。



研修員の皆さんと

最後に、ご多忙の中、研修のために多くのお時間を割いていただいた上、研修員にとって非常に有益なアドバイスをしてくださった先生方、快く訪問を受け入れてくださった裁判所と検察庁関係者の皆様、素晴らしい通訳とコーディネーター業務で本研修を支えてくださった野津治仁氏及び湊・シャルマ・ジャヤンティ氏、常に研修員を気遣って様々な要望に対処してくださった現地専門家、現地スタッフ及び国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者各位に、心から感謝を申し上げたい。

本当にありがとうございました。

以上

(別紙1)

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第3回本邦研修

1	<b>バイデヤ・ナート・ウパドヤヤ</b>
	<b>Mr. Baidya Nath Upadhyay</b> 最高裁判所判事 Justice, Supreme Court
2	<b>シャンブー・バハドウル・カドカ・チェットリ</b>
	<b>Mr. Shambhu Bahadur Khadka Chhetri</b> トウルシプル高等裁判所長官 Chief Judge, Tulsipur Appellate Court
3	<b>サラウッディン・アクタル・シッディキ</b>
	<b>Mr. Salahuddin Akhtar Siddiqui</b> パタン高等裁判所判事 Judge, Patan Appellate Court
4	<b>クリシュナ・カマル・アディカリ</b>
	<b>Mr. Krishna Kamal Adhikari</b> サルラヒ地方裁判所判事 Judge, Sarlahi District Court
5	<b>ゴパル・プラサド・バストラ</b>
	<b>Mr. Gopal Prasad Bastola</b> カブレ地方裁判所補助裁判官 Additional Judge, Kavre District Court
6	<b>スールヤ・プラサド・パラジュリ</b>
	<b>Mr. Surya Prasad Parajuli</b> バラ地方裁判所補助裁判官 Additional Judge, Bara District Court
7	<b>ムラリ・プラサド・ポウデル</b>
	<b>Mr. Murari Prasad Poudel</b> ジャナクプル高等検察庁 部長検事 Joint-Attorney, Appellate Government Attorney Office, Janakpur
8	<b>キショール・ギミレ</b>
	<b>Mr. Kishor Ghimire</b> 最高裁判所書記官 Bench Assistance, Supreme Court
9	<b>デブ・プラサド・ヨギ</b>
	<b>Mr. Dev Prasad Yogi</b> カトマンズ地方裁判所執行官 Judgement Execution Officer, Kathmandu District Court
10	<b>ハリ・クリシュナ・シュレスタ</b>
	<b>Mr. Hari Krishna Shrestha</b> ダヌシャ地方裁判所事務次長 Deputy Registrar, Dhanusha District Court
11	<b>バラデブ・パンデ</b>
	<b>Mr. Baldev Pandeya</b> ダン地方裁判所事務次長 Deputy Registrar, Dang District Court
12	<b>ナラハリ・アーチャールヤ</b>
	<b>Mr. Narahari Acharya</b> 最高裁判所弁護士会長 Chairperson, Supreme Court Bar Association
13	<b>ススマ・バンスコタ・バラール</b>
	<b>Ms. Sushma Banskota Baral</b> カトマンズ弁護士会弁護士 Advocate, Kathmandu Bar Association
14	<b>スマン・クマル・カルナ</b>
	<b>Mr. Suman Kumar Karna</b> ジャナクプル弁護士会弁護士 Advocate, Janakpur Bar Association

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 毛利 友哉 (MORI Tomoya), Professor 内山 淳 (UCHIYAMA Jun)

国際協力専門官 / Administrative Officer 中村 秀逸 (NAKAMURA Hideitsu), Administrative Officer 白井 涼 (SHIRAI Ryo)



(別紙2)

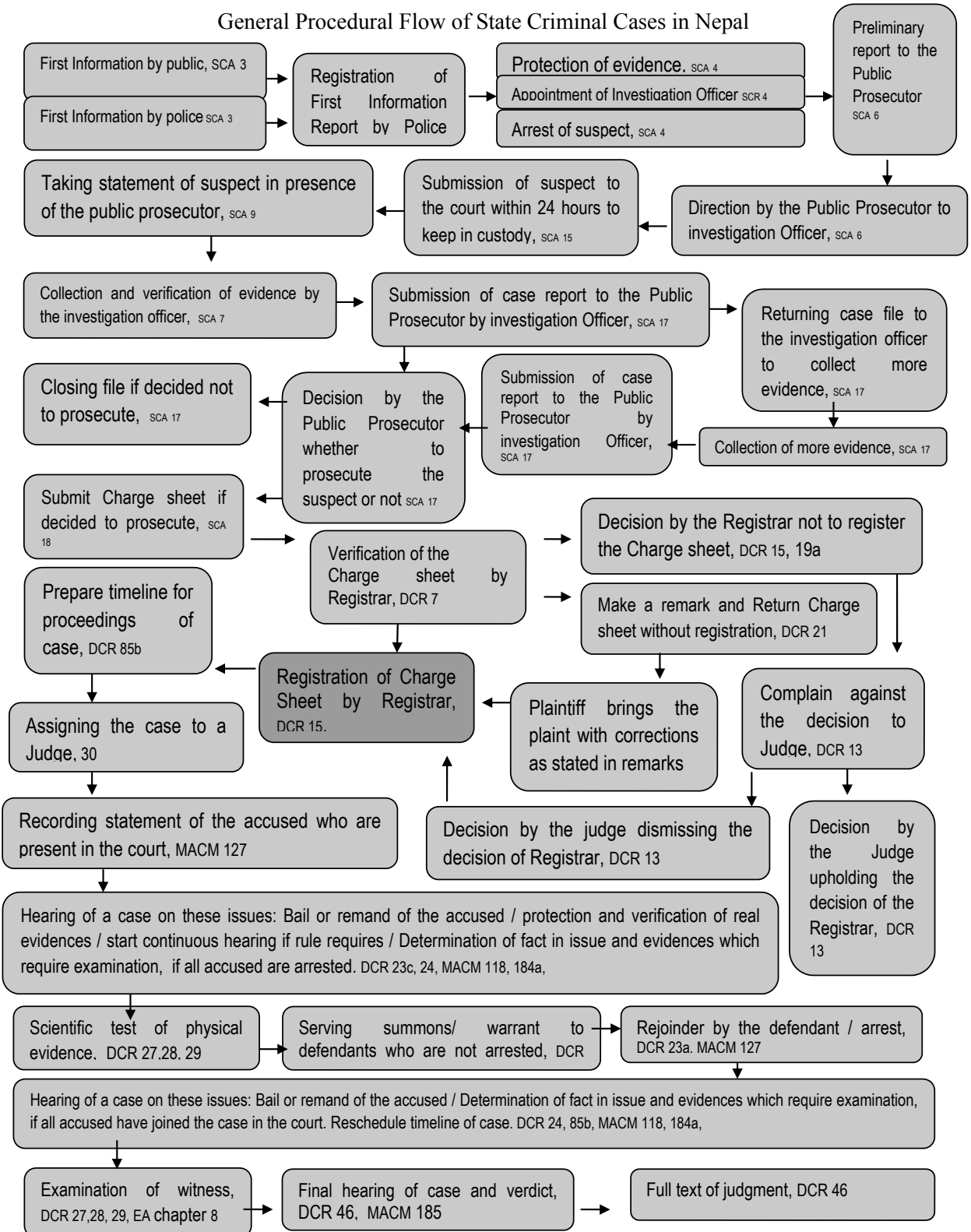
### ネパール第3回本邦研修(事件管理)日程表

[教官: 毛利教官, 内山教官 専門官: 中村専門官, 白井専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
12 /	月	移動日			
12 /	火	JICA オリエンテーション  TIC	国際協力部 オリエンテーション (14:00~)  TIC	講義「日本の刑事訴訟手続」 (15:00~)  TIC 国際協力部教官 内山淳	
12 /	水	講義「刑事事件管理の工夫」 国連アジア極東犯罪防止研修所教官 廣瀬裕亮 ※中京大学法科大学院教授 稲葉一人 法総研共用会議室	(12:15~) 所長主催意見交換会 記念写真撮影	講義「検察庁の業務」 (14:00-15:00) 国際協力部教官 内山淳 法総研共用会議室	
12 /	木	発表「ネパール刑事訴訟手続(手続フローチャートを素材として)」 ネパール研修員代表 ※山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	演習「刑事模擬尋問」  TIC	東京地方検察庁見学 (15:30-17:00) 東京地方検察庁	
12 /	金	意見交換「刑事事件管理」 (10:00-12:00)  TIC	東京地方裁判所訪問(刑事事件管理)	東京地方裁判所	
12 /	土	移動日			
12 /	日	移動日			
12 /	月	講義「民事事件管理(ビデオ教材を素材として)」 国際協力部教官 毛利友哉 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	講義「民事事件管理(ビデオ教材を素材として)」 国際協力部教官 毛利友哉 ※中京大学法科大学院教授 稲葉一人 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	TIC	
12 /	火	講義「民事事件管理の工夫」 (9:30-12:00)  TIC	東京地方裁判所訪問(民事事件管理)	東京地方裁判所	
12 /	水	発表「ネパール民事訴訟手続(手続フローチャートを素材として)」 ネパール研修員代表 ※大阪大学法科大学院客員教授・弁護士 吉野孝義 ※元東京簡易裁判所判事 正木常博	意見交換「民事事件管理」  TIC	TIC	
12 /	木	意見交換「民事事件管理に関する今後の課題と対応」  TIC	意見交換「刑事事件管理に関する今後の課題と対応」  TIC	TIC	
12 /	金	総括質疑応答 (10:00-12:00)  TIC	評価会・修了式 (12:00~)  TIC		
12 /	土	移動日			

TIC: 独立行政法人国際協力機構(JICA) 東京国際センター

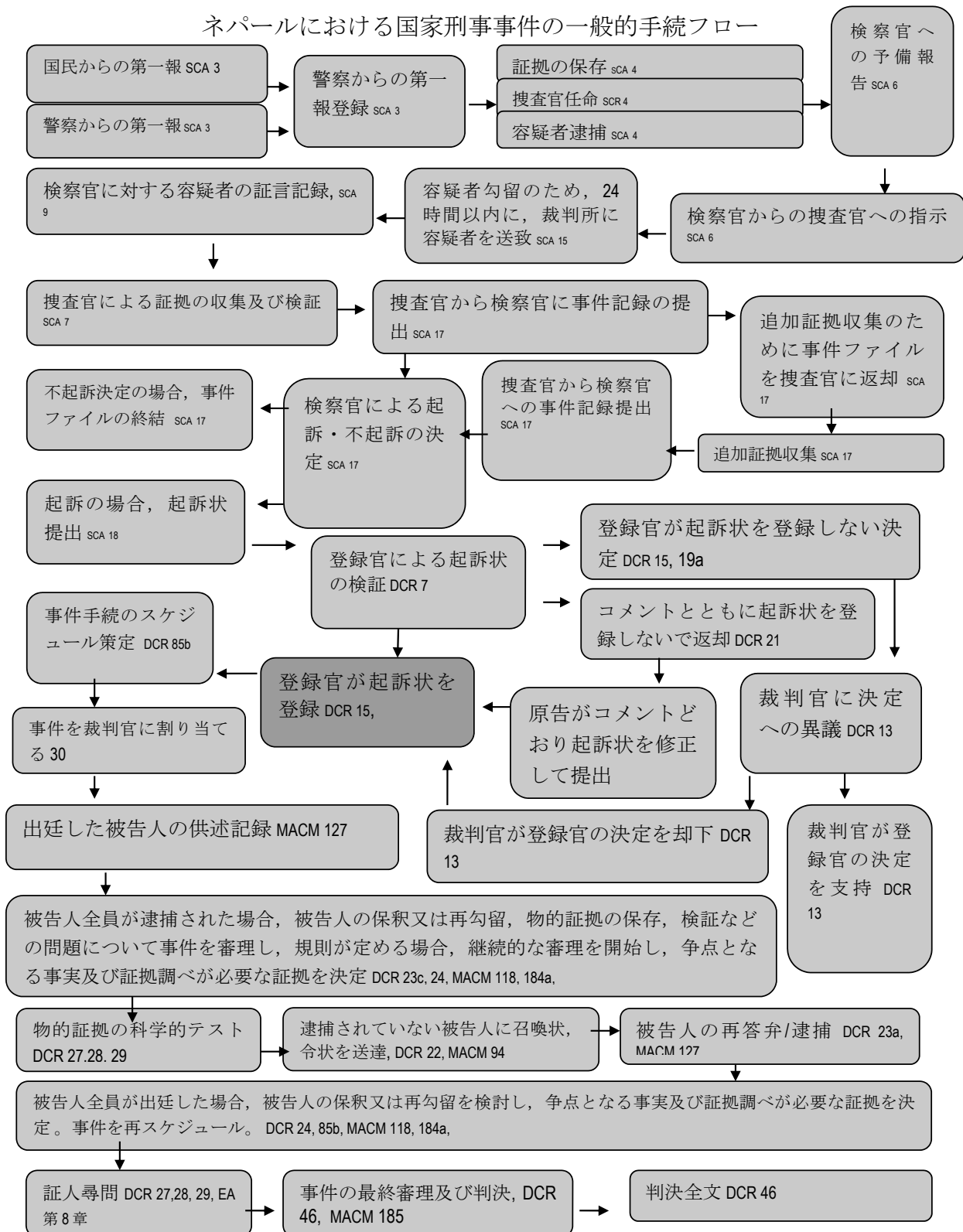
General Procedural Flow of State Criminal Cases in Nepal



Note: DCR= District Court Regulation 1995; MACM= Muluki Ain 1963, Court Management Chapter; EA= Evidence Act, 1974; SCA= State Cases Act, 1992

(別紙 3 - 2)

ネパールにおける国家刑事事件の一般的手続フロー



注: DCR= 地方裁判所規則1995; MACM= ムルキアイン1963,裁判所管理に関する章; EA= 証拠法1974; SCA= 国家事件法1992

(別紙 4)

## 議事録1 (抜粋)

発表「ネパール刑事訴訟手続 (手続フローチャートを素材として)」

発表者：

最初に、ネパールにおきましては、犯罪が起きた場合、その犯罪を見つけた者、あるいは被害に遭った人、あるいは被害者の家族の誰でもが、最初の第一報を訴え出すことができます。

また、それと並行して警察も第一報を訴え出すことができます。

文字を書けない、被害届を出せない人でも、口頭で被害を届け出すことができます。そのように口頭で供述されたものを警察官が文字にして申請を受け付けます。

この被害届を受理するのが警察の義務であります。

しかし、警察にその被害届が受理されなかった場合に、他に2つの方法が残っています。

警察で受理されなかった事件につきましては、郡長官、あるいはそれよりも上級の役所に届け出すことができます。

そして、さらに、この2つの役所においても受理されなかった場合には、その管轄内の高等裁判所にこの受理をしてもらいたい旨の訴えをすることができます。その訴え出によって、高等裁判所から受理する命令を出すことができます。

このように、ネパールでは被害届というものも重要視しています。

このような届け出が出されて警察の捜査が開始されます。

まず、警察官は、その証拠品が失われないよう、あるいは損壊しないように保存をします。

そして、捜査官を任命いたします。このように捜査が開始されます。

このように事件の届け出がありますと、それと同時にまた検察官の仕事も始まります。

まず、警察に届け出が出されますと、その報告が警察から地方検察事務所の方にレポートされます。

そして、その第一報が届けられますと、検察官の方から捜査に必要な指示が警察に出されます。

その指示を受けまして、警察は捜査をいたします。

捜査の段階で十分な証拠があった場合には、その容疑者を逮捕することになります。

容疑者を逮捕いたしますと、その容疑者は、基本的な権利を主張することもできます。

逮捕されまして、移動にかかる時間を除いて 24 時間以内に、この事件を担当する担当官、すなわち裁判所の方に出頭させます。

この辺にも、ネパールと日本の法律で多少の違いが見られます。

その容疑者・被疑者が裁判官の前に連れて来られまして、その時に、まず、裁判官が「この者を勾留する十分な証拠があるかどうか」というものを見ます。

この国家が原告となる刑事事件の場合には、24 時間以内に検察の下での捜査が行われなければなりません。

そして、この 24 時間以内に捜査を完了することができなかった場合には、更に勾留を延長するために、勾留の請求を裁判所に対してすることができます。その際には、検察の方から、その期限内に捜査が完了しなかった理由、勾留しなければいけない理由、証拠を集めなければいけない理由なども明示しなければなりません。

そして、これに基づきまして、裁判官も「この捜査官の請求が適切である」という判断をした場合には勾留を認めます。

事件の内容によって期間は多少異なっているんですけども、一般的には 25 日間までの勾留が認められています。この 25 日間のうちの 22 日間以内に、捜査を完了しなければなりません。

そして、その捜査の結果に捜査官の意見を付けまして、地方検察官にこれを送致いたします。

この地方検察官が報告書などを見まして、「まだ十分でない」と判断した場合には、更に捜査をさせることができます。地方検察官の指示・命令を守るのは捜査官の義務です。

これに基づき捜査官が更に捜査を進め、更に証拠を収集して、これを地方検察官の方に届けます。ここから地方検察官の重要な仕事が始まります。

そして、この地方検察官が、それぞれの被疑者につきまして、「起訴をする者」あるいは「起訴をしない者」というふうに変別いたします。

また、1つの事件につき複数の被疑者がいる場合におきましては、それぞれの被疑者について「起訴をする者」「起訴をしない者」というふうに変別をすることができます。

そして、この地方検察官が出したこの決定が最終的な決定になります。

しかし、「起訴をしない」という決定をした被疑者につきましては、これは最終的な決定ではありません。もし起訴をしない決定をした場合には、それを検事総長の下に報告しなければなりません。

ネパールの憲法では、最終的な起訴をしない処分にする決定は、検事総長の決定になります。

地方検察官が起訴をしない決定をした場合でも、被害者の申告によって、最高裁判所から、その被害者の届け出が十分であると認められた場合には、起訴をするように命令が出されています。このように、「法律に守ってもらいたい」という被害者の願いが、ネパールの最高裁判所の命令によりまして、ネパールの刑事訴訟におきましても、新たな面が始まっています。

被疑者を起訴するに当たりまして、検察官は起訴状を作り、地方裁判所にそれを提出します。

この起訴状が裁判所に送致されますと、そこから登録官の仕事が始まります。

そして、この起訴状を調べまして、これを裁判所で受理するか受理しないかの決定を登録官が行います。

特にこの登録官が見るものは、「決まり通りに、きちんと起訴状が作られているか」ということです。もし規則通りになっていない不十分な点があった場合には、「この点が不十分である」というところを指摘して、再度起訴状を提出させます。

そして、そうやって戻された起訴状を再度地方検察官が見て、不十分な部分はそれを訂正して再度裁判所の方に提出することができます。

もしこの地方検察官が再度見た場合に、自分の方には落ち度がなく、登録官の間違いであるという場合には、その担当している裁判所の裁判官にそれを申し出ることができます。

その裁判官が「この登録官の決定が正しい」と認めた場合には、それに従って地方検察官はそれを修正して再び提出することになります。もしそれが登録官の間違いであって、「その訴えを受理することが適当である」と裁判官が認めた場合には、そのまま起訴状を受理します。

このように訂正が提出され、あるいは裁判官によって「この起訴状は適切である」と判断された場合に受理されることとなります。

そして、起訴状が登録されて、裁判所の仕事が始まります。

もしその事件の被疑者や被告人がいる場合には、その全員を同行させることとなります。

ここから裁判所の手続きが開始されることとなります。

この辺で、またネパールと日本の違いが出てくるわけですが、ネパールの地方検察官は被疑者の氏名、住所、そして証拠を全て揃えて届け出をいたします。

この起訴状の中には、この犯罪の法的根拠、あるいはその収集した証拠品目、あるいはそれと共に罪状も含めて、起訴状の中に書きます。

そして、この被告人を更に勾留し続けるのか、あるいは仮釈放するのか、あるいは在宅で起訴をするのかという決定をいたします。その決定の際には、捜査で収集された証拠書類、あるいは警察に対しての供述調書なども参考にされます。この警察の捜査段階におきまして被告人が述べた供述、あるいは証人が述べた供述の調書を参考にいたします。

ネパールでは、刑事事件にあっては、この段階を非常に重要視しています。

このとき裁判所は、被告人を更に勾留することもできますし、保釈金によって保釈するのか、あ

るいは在宅のまま起訴するののかという決定をすることができます。これはいうなれば、国家が原告となる事件の最初の審議と言えます。ですので、この段階でどの証拠を証拠として受理するののかということも見て決定いたします。

ですから、このときから開始されて1年、あるいはこの裁判が終了までの手続きがここから始まることとなります。

地方裁判所の規則におきましては、9つの類型を定めていて、そこから引き続きの訴訟が開始されます。

そして、被疑者を逮捕いたしまして訴訟が開始される前に、日本と同じように弁護人側と検察側との間で協議が行われます。この際、特に、原告側の証人をいつ尋問するのか、あるいは被告人側の証人をいつ尋問するのかということも決めます。

この手続きを行うことによって、裁判所におきましては、1か月以内に裁判を終結させることもできます。この手続きによって訴訟を迅速に行うことができますと思います。

しかしながら、ここに1つの問題があります。

ネパールでは、国側の証人を呼ぶこの仕事の責任は検察にあります。しかし、しばしば検察はそのときに、証人を呼び出すことができないこともあります。

こういうわけで、指定された期日に証人を出席させ尋問するということが困難な場合があります。

これを改善するために、それぞれの各地方裁判所に調整委員会のようなものを設けています。この協議のシステムをより有効なものにするために、警察と検察が協力をしています。

この証人を呼び出す期日が決められますと、ここから証人の尋問が始まります。

原告、すなわち国の側がこの証人を呼び出して、それに対して裁判所が証人の尋問をすることができます。このように、証人の尋問は、まず最初に原告、すなわち検察側の証人を尋問します。

それに対しまして、この主尋問に対し被告人側から反対尋問をすることができます。もしこの反対尋問に何か落ち度や間違いがあるときには、更に検察側から尋問することができます。このように、被告人側からも証人に対する尋問をすることができます。

それで、そのような証人の尋問が終わると裁判所は最終弁論に入ります。

そして、裁判官は原告側、被告人側それぞれの証拠を調べ、原告側、被告人側それぞれからの弁論が行われます。そして、裁判官が両者の弁論を聞いて決定をいたします。

この訴訟の公判の中において、科学的証明というものが必要になった場合には、裁判官はそれを提出するように求めることができます。そして、医師あるいはその他の科学者が提出した証拠につきまして、それを尋問することもできます。

次に、また日本とネパールにおける違いについて重要な点があるので、それについても述べたいと思います。

ネパールでは、捜査段階で被疑者が見つからなかった場合でも起訴をすることができます。そのようなときには、裁判所が期日を指定して、その被疑者や被告人を呼び出すことができます。

このような訴訟の場合には時間がかかります。これがもう1つの問題でもあります。

今、この点につきましても、検察官たちと話し合いをしております。「被疑者が捕まっていない状況では起訴しない」という方向の話し合いをしているところです。

この点が改善されないと、このような逮捕されていない被疑者の訴訟というのは、非常に長引くものになります。しかしながら、被疑者が逮捕されている場合の訴訟につきましては、ネパールでも迅速な訴訟ができるようになっていきます。

こうして、判決の段階におきまして、証拠が不十分であるという場合には無罪となり、あるいはそうでない場合には有罪となります。

そして、この判決に不服がある場合には、どちらの側でも、それを控訴することができます。

この控訴の手続きにつきましても、多少違いがあると思いますので、ネパールのことも紹介したいと思います。

ネパールも三審制になっております。一番上が最高裁判所で、その次が控訴裁判所、そして第一審として地方裁判所があります。

地方裁判所が、ネパールでは第一審裁判所となっておりますので、国家が原告となる全ての刑事事件につきましては、地方裁判所が第一審となります。この第一審の判決に不服がある場合には、控訴審裁判所に控訴することになります。

そして、控訴審裁判所では、第一審の判決が正しいものであるかそうでないかを判断いたします。

地方裁判所の判決が適切であると控訴審が認めた場合には、そのまま第一審の判決が執行されることとなります。

この判決の中で、その量刑によって、罰金であればその金額、あるいは自由刑であればその期間などによって、控訴することができるかできないかが分かります。

最終的な判決が決定されて、その後その刑が執行されます。

研修員：

(フローチャート図に記載の「Registrar」の役割に関する質問に対して) ネパールには 75 の郡がありまして、それぞれの郡の裁判所にこの登録官がいますが、私はその内の 1 人でございます。

もちろん、この登録官も行政の職員でありまして、裁判官ではありません。

事件管理事務全般にわたりまして、この登録官の下に行われます。刑事事件にしても民事事件にしても、全ての裁判所に登録する権限がこの登録官にあります。ですので、刑事事件の起訴状を裁判所に登録するのも登録官の権限です。

受理する際に、裁判所が提示した勾留期限内にきちんと起訴されているかどうかということも我々は見ます。例えば、裁判所から「12 月 4 日まで」と勾留期限が決められていて、その起訴状を 12 月 5 日に持ってきたとしても受理することはできません。

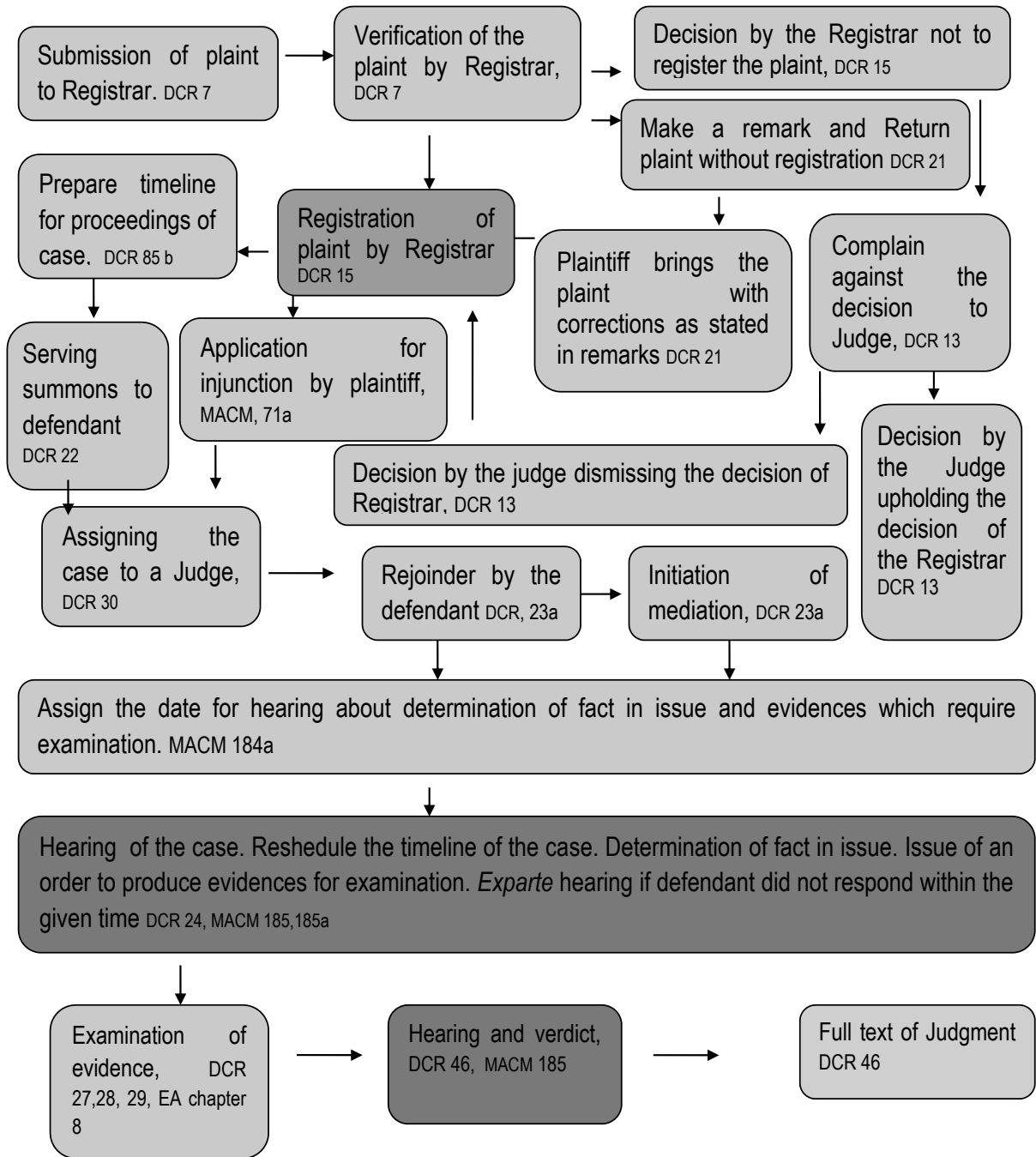
地方裁判所にあつては、地方裁判所の長官の命に従って、その裁判所内の人事の配置であるとか役割分担であるとかを決める役割を担っています。

民事事件におきましても、「定められた期限内であるか」とか、あるいはその事件の性質あるいはその他のものを見て受理することになります。

裁判官がいない場合、被告人に対して勾留をさせるのか、あるいはそこで釈放するのかという判断、決定や命令も登録官が行います。その後、裁判官が戻ってきた場合は、その裁判官が最終的な決定をすることができます。

以上

General Procedural Flow of Civil and Private Criminal Cases in Nepal

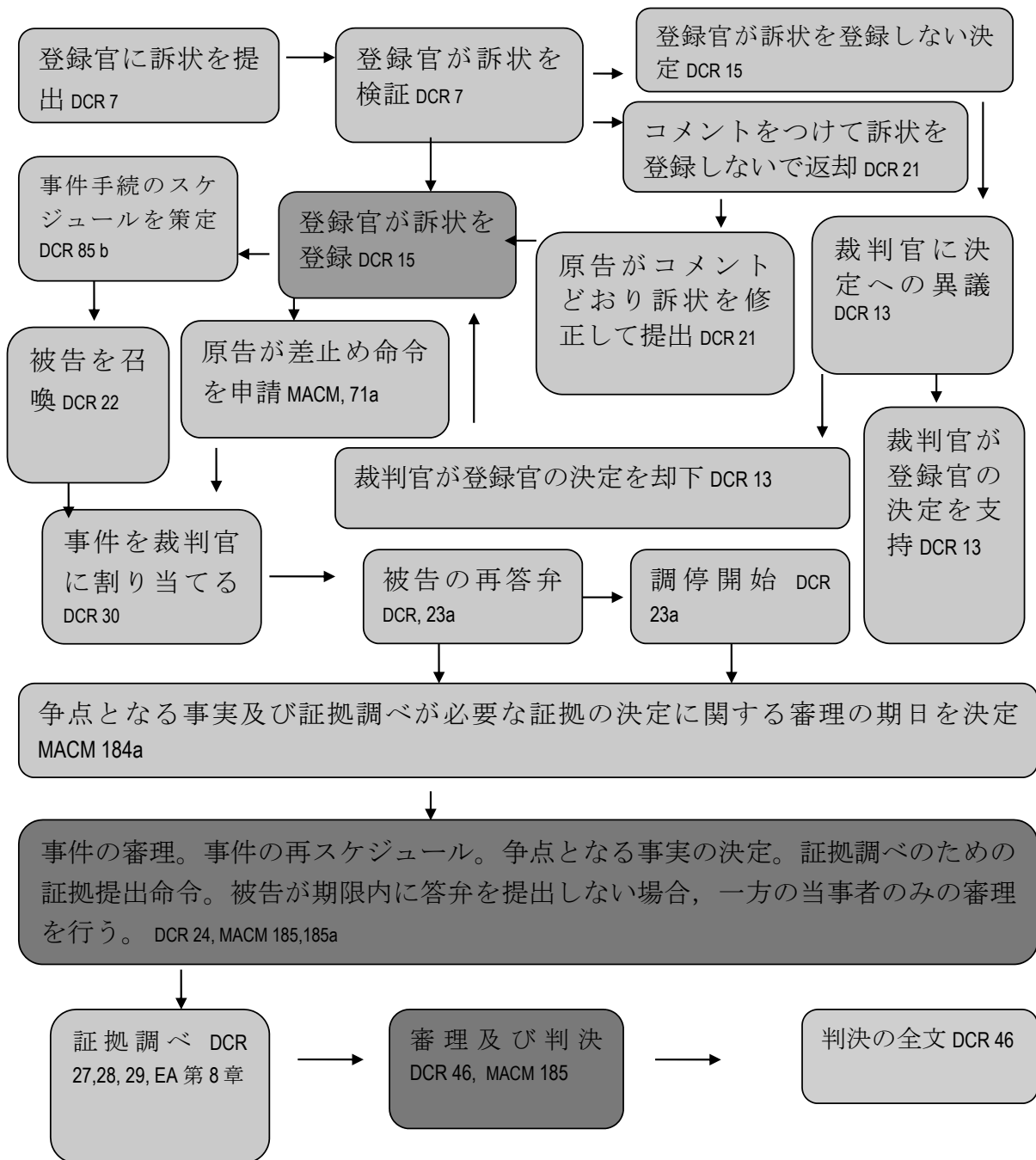


Note: DCR= District Court Regulation 1995; MACM= Muluki Ain 1963, Court Management Chapter; EA= Evidence Act, 1974



(別紙5-2)

ネパールにおける民事事件及び民間の刑事事件の一般的手続フローチャート



注: DCR= 地方裁判所規則 1995; MACM= ムルキアイン 1963, 裁判所管理に関する章, EA= 証拠法 1974

(別紙6)

## 議事録2 (抜粋)

発表「ネパール民事訴訟手続 (手続フローチャートを素材として)」

発表者：

では、フローチャートに従って進めていきたいと思います。

このタイトルにもございますように、刑事事件も一部、このフローチャートに含まれています。ネパールでは、一部の簡単な刑事事件も、民事事件の手続きと同様に進められますので、ここに含めています。

しかしながら、本日のテーマは民事事件ということですので、これをもって「民事手続」というふうにご理解いただいて結構です。

ご存じのように、ネパールには、日本のような簡易裁判所というものがございません。しかし、「簡易裁判手続」というものがございます。それは地方裁判所において行われる手続きです。

ここにお見せしている民事事件のフローとこの簡易手続のフローは、ほぼ同じようなものですが、一部違いがございます。ですから、「これは簡易手続ではないのだ」と、逆にそういうふうにして見えていただくとよろしいかと思えます。

では、始めたいと思います。

もし誰かが自分の権利を侵害された、特に財産であったりだとかいう場合には、訴状を持って裁判に向かいます。

一言申し上げたいのは、これはあくまでも地方裁判所での手続きであって、他の裁判所、他の機関ではございません。ネパールでは、第一審が地方裁判所から始まりますので、まずは地方裁判所。

ご存じのように、ネパールでも地方裁判所、控訴審裁判所、そして最高裁判所の三審制となっております。

訴える方が訴状を裁判所に持ってくると、今度は登録官がその審査を行います。ネパールでは、登録官がこの訴状の点検をいたします。日本では、この訴状の検証というものに裁判官も参加していると理解しましたが、ネパールの場合は登録官が自ら1人で行います。

この検証を終えた後、その後、3つの道がございます。

最初のオプションは、この訴状が問題ない正しいものであるということであれば、それが登録されます。

もしこの訴状のところに、少しの些細な間違いがあると認められたとき、その訂正をする必要があるという場合には、その訴状を一旦原告に戻します。「これは訴状として登録はできない」という決定をそこでします。特に、期限が過ぎているもの、また管轄外であるというものを返却いたします。

この登録官による登録をしない決定に不服がある場合には、当事者は裁判所に登録するように訴えることができます。その場合には裁判官が「この登録官の決定が間違っているか、正しいか」ということを判断します。

裁判官が「この訴状は適正でない」と判断した場合には、そこで終了となります。裁判官が「登録官の下した決定が正しくない」とした場合には、これはまた登録をするということになります。

登録官が原告に対して「この些細な間違いを訂正して持ってくるように」と言って返した場合に、それを原告が訂正したのち登録されるということになります。

これでこの訴状が登録されたということになります。

ここから1つ重要な手続きが始まります。それは地方裁判所規則に規定されているものです。

この訴状に基づいて、「いつどのように手続きを行うか」というタイムスケジュールを登録官が策定いたします。これは、弁論にかかるおおよその時間あるいは日時、また証拠調べに要する期間あ

るいは日程、そして判決までのおおよその日程を策定いたします。

しかし、法律はあるんですけれども、75の地方裁判所のうち、現時点では、まだ7つの地方裁判所でしか、これは当てはまって行われてはおりません。来年度(2015年度)から、全ての地方裁判所で、この手続きが始まることになっています。

ここから、裁判に関する情報を被告の方にも届けるということをいたします。

ネパールでは、日本のように「郵送する」という法律の規定はございません。裁判所のスタッフ自らが出向いて、被告本人あるいはその家族に届けます。

その後、この事件がそれを担当する裁判官に割り当てられます。またこの間に、必要に応じて原告は差し止めの請求をすることもできます。その請求を見て裁判官が判断します。

そして、被告の方から回答書が提出されます。回答書が届きますと、ここでまた1つ特別な手続きがございます。

この間に、登録官は、当事者双方に対して、まず調停を促します。ここでいう調停というのは、昨日の講義でやった和解という手続きとはまた異なったものです。当事者双方が調停に付すことに同意した場合には、この事件は、調停人の下に送られることになります。

この手続きには最大で3か月の期間が定められています。

しかし、これは必ずしも両当事者が調停を受け入れなければならないということではありません。

この調停に付されたものがまた戻ってきた場合、または調停をされなかったものは、訴訟の手続きが開始されます。

登録官の指示に従いまして、書記官の方から両当事者に対して、その他の手続きに関するお知らせが行きます。この期日を決定して知らせる前に、この期日に関しては裁判官と相談することができます。この期日が裁判官の方にも通知されます。

それを経て、この両当事者によって、公判廷において弁論が開始されます。

この段階も非常に重要です。つまり、この段階において「どのような証拠を裁判所に提出するのか」ということが相互の間で話し合われます。そこには、両当事者及び相互の弁護人も出廷しております。

日本の場合と違って、非公式な話し合いではなく、これは公式な手続きです。

もし被告の方から回答書が提出されていない場合には、裁判はここで終結することになります。ネパールでは、この状態で終結し、判決が出されるということが非常に多いです。

この協議によって、「決めるべきものは何か」ということを決めます。

それに基づいて証拠調べが行われます。この証拠調べは、日本のように書証の調べであったり人証の調べであったりします。

また、あるいは土地を巡る問題の場合では、測量をしてその結果を証拠として裁判所に提出することもできます。

また、その他の関係政府機関から証明書などを取る必要がある場合にはその命令もされます。

この証人の尋問も、日本と同じように1日で全員の調べを行います。全ての証人調べが終わった後、「判決をいつ下すか」ということが考えられます。

この証人調べも、日本と同じように、原告が呼んだ証人については、まず原告が主尋問をする、被告が呼んだ証人については、被告の方から主尋問を行う、ということになります。

しかし、それに対して反対尋問をそれぞれが行うことができます。もし裁判官が、被告あるいは原告から、その他の情報についても得る必要があると判断した場合には、それぞれにそれを提出するように命じることができます。

そして、最終の期日が通告されます。この最終弁論の日には、両当事者の弁護人が弁論を行うことができます。

もし当事者本人が何か話したいということがあれば、その機会も与えられます。

そして、裁判官は「証拠の状況がどのようなものであるか」ということを検討いたします。

そして、その日に「どちらが勝ったか、どちらが負けたか」という判決が下されます。  
もしその当日に判決の全文を準備することができなかった場合には、後日全文が用意されます。  
「通常、判決があった7日以内に判決の全文を示さなければいけない」という法律の規定がございます。

訴状が提出されてから判決までの流れをご紹介いたしました。

注：ネパールでの事件の処理状況（地方裁判所のみの統計。2013年7月から2014年6月までの1年間が対象。）について、参考情報を得た。

- 1 事件終結までの期間  
約5割が、1年以内。約9割弱が、2年以内。
- 2 事件処理の状況  
総事件数は、約11万件。約6割が、判決済み。
- 3 裁判官1人当たりの事件負担数  
ネパール全体で、平均約600件強。カトマンズ地方裁判所で、約900件弱。
- 4 第三次戦略計画（2014年7月17日開始）  
全ての事件を1年半以内に、事件数の少ない裁判所では1年以内に終結を目指す。

研修員：

（事件手続のスケジュールを策定する際の裁判官による関与に関する質問に対して）

スケジュールを策定するには2段階ございます。

まずは、この訴状を登録する際、この登録がされた時点で、被告の方の意見も聞いてスケジュールを調整することができます。訴状が登録された直後に作られるこのタイムスケジュールに関しては、裁判官の意見を聞く必要がありません。

しかし、この回答書が送られてきた後に作られるスケジュールでは、原告あるいは弁護人の意見なども聞いた上でスケジュールが調整されます。

現在のところは75の地方裁判所のうちの7つの地方裁判所でのみ行われています。今後1か月以内に、この7つの裁判所からの状況の報告やフィードバックを受けて、それを他の地方裁判所にどう当てはめていくのかということを検討いたします。

この手続きに関しましては、ネパールの司法が非常に大きな役割を担っております。

（訴状の送達方法に関する質問に対して）

ネパールでは、訴状が登録されますと3日以内に被告に対してそのことを伝えなければなりません。

この期日などが伝えられた後、7日以内に裁判所のメッセンジャー、担当の係官がいるんですけども、その人に渡さなければなりません。この送達官は、自分がこの期日などの情報を得て15日以内に被告の手元に届けなければなりません。その後、「期日を被告人に伝えた」ということを、その伝えた日から5日以内に裁判所に報告しなければなりません。

ですから、このように訴状が登録されてから1か月以内に、被告人にも「裁判が行われる」という情報が行くわけです。

この期日を伝える際には、訴状の写しも同時に届けられます。被告は、この訴状を受け取った30日以内に回答書を提出しなければなりません。特別な事情がある場合には、更に30日までの期間の延長が可能です。

それぞれの送達官を区域ごとに分けましてその送達を図っています。

送達官は、裁判所職員です。

その送達官は、送達という事務のみを担当しています。

(被告の出頭に関する質問に対して)

30日以内に本人が裁判所に自ら赴くことも可能ですし、代理人が来ることも可能ですし、あるいは委任している弁護士が届けることも可能です。

郵便で、裁判所に答弁書あるいは証拠を送るということはできません。

第1回の公判期日の前に、被告又は代理人は、必ず裁判所に行かなければいけない。

発表者：

(タイムスケジュールの策定に関する質問に対して)

(プロジェクト上に映して) スケジュール表はこのようなものです。すべてネパール語で申し訳ありません。

(プロジェクト上の欄を指して) これは訴訟の中で行われる事柄です。この内容にどのくらいの時間がかかるかというのを書く欄です。ある手続きのためにどのくらいの時間を要するかということについての細かい規定は、全ての事柄については法律で定められてはいませんが、ある程度は定められています。

この表は、法律に付録しているものではなくて、いろんな法律の規定を私がこのように表にまとめたものです。「この手続きのためにこのくらいの期間がかかる」というふうに定められています。

これを基にしてソフトも作っています。例えば、今日、訴状が登録されたならば、「いつまでに何をするか」「いつまでにどういう事をするか」ということがコンピュータ上で分かるようにソフトを作っています。そのコンピュータでは「何日」という日まで出てきます。「この日までに他にどのような仕事があるのか」というようなことを私たちも見ます。実際に自分が行っている仕事と見比べて、「この日はあまりふさわしくない」と思った場合には、それを変更することも可能です。

「いつどんな仕事をするのか」ということが別のところにまた出てきます。そのノートを原告の方に渡します。そのノートに示されている日程に従って訴訟が進行することになります。よほど重大なことがない限りは、通常はこの予定通りに行われることになります。しかしながら、困難な状況になり、その日にその内容のことができないということであれば、例外としてそれは変更することも可能です。

ここには日付だけが記載されていて、その公判の中での時間割とかはありません。

研修員：

(具体的な時間の決定方法に関する質問に対して)

実はこのカレンダーというものは、ここ1～2年の間にこの裁判手続の管理につきまして非常に成功している事例なんですけれども、これはいわゆる「カレンダーシステム」と言われるものです。

(プロジェクト上の欄を指して) 右側の方に訴状の訴えの文章があって、左側にその日程、カレンダーがあって、例えば「何日以内にどうする」とか「何日以内に送達して何日以内に回答を送って」というようなことがあって、ときどき「何日」というふうな言い方をすることもあります。通常は「何日以内に」というふうな書き方があります。

民事も刑事も問わず、このカレンダーシステムは導入されています。「この証人については、大体10時くらいに出廷する」ということにはなっているんですけれども、しかし、例えば「10時から11時まで原告で、11時から12時まで被告」というような時間の割り振りは確定してはいません。しかし、今後、これも決めていこうというふうに考えています。

JICAによって3つの地方裁判所(注:カブレ, ダン, ダヌシャの各地方裁判所)がパイロット

裁判所として指定されていまして、そこで試験的に行われていますけれども、ネパールでもこのタイムスケジュールに沿った公判手続ができるのかどうかというようなことも考えていっています。

発表者：

（被告の答弁書も出ず、被告の争い方も分かっていない段階で、的確に期日を決めることができるのかという質問に対して）

回答書、答弁書が来た場合に、その時点で、また当事者と裁判所とが協議をして再度スケジュールを作り直します。もし被告の方が争わないという事であれば、そこで終結をするわけでありませう。

研修員：

（事件の種類や難しさによって期日の決め方が変わるのかという質問に対して）

私たちの行っているこのカレンダーシステムについては、2期にわたって行うことができます。

第1期のものは、これは裁判所の登録官と職員が関わるものです。例えば、この段階におきましては、「被告の方に期日を送る」あるいは「回答書を受け取る」あるいは「事件を公判に持っていく」というものが含まれます。

で、この事件が裁判官に渡されますと、そこから公判が始まるわけですが、まず裁判官と原告、被告、代理人の三者の間で、日本でいうところのラウンドテーブル法廷ですが、ネパールの場合には、事件の難しさ、複雑さによって「どのような証拠をどのくらい提出してもらおうのか」あるいは「証人はどの位の人の調べをするのか」というようなことを協議して決めます。

この時点で証人を呼ぶ期日を決めることができます。最近のネパールでは、この証人調べを連日の調べとする方法が採られているところがあります。特に、刑事事件ですけれども、裁判官が証人を呼ぶ期日も協議によって決めます。で、その決められた期日をまたこのカレンダーの中に入れてませう。ですので、この公判に入ってから期日というものは裁判官が決めることになってませう。今日、ネパールでは、原告、被告、弁護人と裁判官の間で協議をして決めるということになっています。

以上